

東海学生オリエンテーリング連盟会計運用細則

第 1 条（目的）

この細則は、東海学生オリエンテーリング連盟（以下、本連盟）の会計運用について、公正かつ明白な取引方法を規定することにより、もって本連盟の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条（内容）

この細則は、本連盟会計の支出及び収入について、本連盟総会、幹事長、副幹事長（以降、両者併せて副・幹事長と表記する）及び会計の有する権限を定めるとともに第三者との金銭の譲受につき規定するものである。

第 3 条（所在地）

この団体の所在地は、愛知県名古屋市千種区不老町 121-1 とする。

第 4 条（適用）

この細則は、本連盟の役員に適用する。

第 5 条（収入）

本連盟は以下に掲げるものを収入として連盟費に充てるものとする

- (1) 本連盟加盟員による加盟料
- (2) 本連盟主催行事の黒字部分
- (3) 日本学生オリエンテーリング連盟（以下、日本学連）賛助会費
- (4) その他副・幹事長及び会計が認知した収入

第 6 条（支出）

本連盟は以下に掲げるものを支出として連盟費から支払うものとする

- (1) 本連盟主催行事にかかる費用のうち、主管者より要望のあるもの及び赤字部分
- (2) 加盟校から要望のある費用のうち、当該加盟校の総会で承認を受けかつ学連全体の発展に寄与すると判断できるもの
- (3) 日本選手権大会における選手権クラス出場者の参加費補助
- (4) 日本学連及び本連盟総会に出席する本連盟役員の交通費
- (5) 新規加盟校（準加盟含む）における翌年度の新歓活動補助費
- (6) その他副・幹事長及び会計が認知した支出

第 7 条 (貸出)

前条 1 号、2 号、6 号の支払いは、副・幹事長及び会計の承認がある場合貸出とすることができる。

二 貸出にかかる相手方の返済は、3 か月以内に済まされなければならない

第 8 条 (承認)

第 6 条 (2 号除く) に掲げる各支払い及び前条の貸出は、本連盟副・幹事長及び会計担当者の承認をもって履行される。

第 9 条 (各支払いの詳細とその承認等)

第 6 条 1 号及び 2 号の要望は 1000 円単位で受け付けるものとする。ただし、具体的な金額を提示されなかったときは本連盟副・幹事長及び会計がその金額を決める。二第 6 条 1 号について、主催者を第三者に委託する場合において、その要望された金額が 50000 円を超えると、その支払い及び貸出は本連盟総会の承認をもって履行される。

三 第 6 条 2 号について、その貢献性の判断は副・幹事長が全加盟校にとって公正中立

な立場から行うものとし、その支払い及び貸出は本連盟の承認をもって履行される。

四 第 6 条 3 号について、その金額は 1000 円を上限とする。

五 第 6 条 4 号について、その金額は最終的な交通費の半額を上限とする。ただし、役員が総会に出席しない場合当該役員へは支払われない

六 第 6 条 5 号について、その金額は 30000 円を上限として、次年度 4 月 1 日時点での当該新加盟校加盟員数に 5000 を乗して決められる。

五 第 6 条 6 号について、その金額が 30000 円を超えるときは総会の承認をもって履行される

第 10 条 (支払いの制限)

本連盟会計残高が 200000 円を下回ったとき、第 6 条 2, 3, 4, 5, 6 号の支払いをしてはいけない。

二 前項の定めは、本連盟総会の承認があるときまでその効力をもつ。

第 11 条 (会計の報告)

本連盟会計役員は、既定の手続きに則り年に2度の中間報告及び年度末の報告をしなければならない。

第12条（本細則の改正）

本細則の改正には、本連盟の総会において役員の3分の2以上の承認がなければならない。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

東海学連オリエンテーリング連盟

住所

代表

印